

利用者負担の際の収入認定について

(2010年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		「利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください」 の回答
0	愛知県	<p>障害福祉サービスの利用者負担の収入認定における世帯の範囲につきましては、従前は、障害者の属する世帯全員を対象としていたものを、障害者(原則18歳以上)につきましては平成20年7月からは、本人及び配偶者に限定されたところでございます。</p> <p>また、国に対しましては、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会における今年度の国への要望活動の中で、障害福祉サービス等の利用者負担については、「障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図ること。」を要望しているところであります。</p>
1	名古屋市	<p>本市では、障害福祉サービスの利用者負担について、障害者の自立の観点から本人の課税状況のみによる判定の仕組みとするよう国に対して要望してきたところですが、今後も、国の動向を見極めながら、必要な要望は行っていきたいと考えています。</p> <p>また、地域生活支援事業である移動支援事業、デイサービス型地域活動支援事業などについては、事業開始当初から本人の課税状況のみによる判定としているところです。</p>
2	豊橋市	<p>平成20年7月から世帯の範囲が見直され、18歳以上の障害者については、本人とその配偶者を世帯として収入を判断していますが、豊橋市独自の利用者負担軽減策を行うなど、利用者負担の軽減に努めています。</p>
3	岡崎市	<p>国の動向を見守っていききたいと考えます。</p>
4	一宮市	<p>この要件は、障害者自立支援法施行規則で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。なお、昨年7月より所得区分認定にかかる世帯の範囲が見直され、障害者については「本人と配偶者」のみの所得、障害児については、「保護者」の所得でそれぞれ判断されています。</p>
5	瀬戸市	<p>地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、応益負担の原則は必要なものと判断しており、所得に応じて上限が決められていることから収入認定基準を変更することは考えておりません。</p>
6	半田市	<p>利用者負担に関する収入の認定は、生活の実態を踏まえ、障がい児は世帯を、障がい者は本人を単位として収入の認定を行うこととしております。</p>
7	春日井市	<p>障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、国においては21年4月から障がい者本人の収を認定することとなり、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用することとしています。施設での食費負担の軽減についても、平成18年11月から市の心身障がい者扶助料を入所者も対象としており、引き続き実施していきます。</p> <p>現在国においては、障害者自立支援法を廃止し、新たな法整備を図ることとしていることから、その動向を見守っています。</p>
8	豊川市	<p>利用者負担は、障害者自立支援法で定める世帯範囲を設定しています。</p>
9	津島市	<p>地域生活支援事業については、サービス利用の増加に対応して年々予算を増額しておりますが、市の財政状況を鑑みますと各種サービスの利用者負担、施設での食事等の負担を市が独自に軽減することは難しいと考えます。障害者自立支援法の制度の根幹となる障害程度区分認定や収入認定等については、今後の動向を見守っていききたいと考えております。</p>
10	碧南市	<p>ご意見としてお聞きします。</p>

市町村名		「利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください」 の回答
11	刈谷市	<p>障害者自立支援法では、利用者負担の際の収入認定は、世帯単位とされておりましたが、利用者の負担軽減措置の一つとして、障害者(18歳以上)の場合は本人及び配偶者を、障害児(18歳未満)の場合は住民基本台帳上の世帯を単位とすることとされています。</p> <p>障害者自立支援法については、昨年9月に長妻厚生労働大臣が法律の廃止と、それに代わる「(仮称)障がい者総合福祉法」の制定を表明しました。これに伴い、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者福祉制度改革に向けた検討がされており、利用者負担についても、検討されるものと考えますので、現時点では、国における検討の推移を見守っていきたいと考えております。</p>
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	引き続き、国の制度に基づき、適用していく予定です。
14	西尾市	※文書回答なし
15	蒲郡市	現行制度でご理解ください。
16	犬山市	<p>「障害者自立支援法」は2015年までに廃止され、新たな総合福祉法(仮称)が制定される見込みであり、障害者施策全般の改革も掲げられていますのでその動向を注視していきます。</p> <p>なお、現在、低所得者については、障害福祉サービスに係る利用者負担を無料にするなど、本人負担が重くならないよう度重なる国の軽減措置が講じられていますが、市独自に利用料や実費負担を軽減することは困難と考えます。</p> <p>しかしながら、地域生活支援事業については、国と同様、低所得者の利用者負担の無料化に加えて、地域活動支援センターの利用料やストマ・紙おむつの購入費用の負担軽減を市独自で実施しています。</p> <p>また、自立支援医療の精神通院の自己負担分については、全額助成しており、精神障害者医療(入院)については、自己負担分の2分の1(精神保健福祉手帳1・2級所持者は、全額)を助成しております。さらに本年7月からは、精神保健福祉手帳1・2級所持者の一般疾病についても自己負担分の2分の1の助成へ拡大したところです。</p>
17	常滑市	国制度に則り実施します。(障がい者については、本人及び配偶者、障がい児については保護者の所得状況によります。)
18	江南市	法に基づき、対応していきます。
19	小牧市	国の制度に沿った利用者負担上限月額の設定をしているところです。市独自の制度につきましては、県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。
20	稲沢市	国の制度に則って実施しており、現在のところ見直しは考えておりません。
21	新城市	自立支援医療については、原則2割負担の自己負担ですが、所得に応じて自己負担分を助成する医療費助成制度があります。その他の利用者負担の軽減措置としては、国の基準に合わせて、上限額を設けていますが、障害福祉サービスと地域生活支援サービスを同一人が、同一月に利用した場合で、障害者サービスで定められた上限負担額を超えている時は、地域生活支援サービスに係る負担額も返還されます。
22	東海市	現時点で、利用者負担の際の収入認定において、市独自の認定方法の予定はありません。
23	大府市	国の定めた認定基準に合わせ、18歳以上は本人と配偶者のみの収入を認定基準としています。市独自に個人単位で収入認定する考えはありません。
24	知多市	国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。
25	知立市	現段階では考えていません。自立支援法により、応益負担となり、自分が受けたサービスの値段に応じ、その1割が請求されます。そのため、世帯の所得に応じて自己負担限度額が設けられています。
26	尾張旭市	利用者負担の際の収入認定については、国の基準により算定しております。

市町村名		「利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください」 の回答
27	高浜市	<p>国では「障害者自立支援法」を廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)の制定に向け、障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者のご意見などを聞きながら検討が進められていることから、その動向を注視してまいりたいと考えています。</p> <p>自立支援医療については、高浜市障害者医療制度により、自己負担を全額助成しています。</p> <p>真に必要とするサービスについては、制度の下に制限することなく利用できるよう予算措置をしています。</p>
28	岩倉市	<p>今後の制度改革を見守り、要望すべきものは市長会を通じて要望していきたいと考えています。</p>
29	豊明市	<p>18歳未満の方についてはその世帯員の所得を、18歳以上の方についてはその配偶者の所得を考慮しています。</p>
30	日進市	<p>現在のところ、福祉サービス利用について、現状の収入認定を見直しする予定はありません。(福祉課)</p> <p>自立支援医療の収入認定は、障害者自立支援法等の規定に準じています。(保険年金課)</p>
31	田原市	<p>自立支援医療の利用者の方で、身体障害重度、精神障害の方については、それぞれ市の障害者医療が適用され、現在身体の方は全額無料、精神障害の方についての通院に関しては無料となっております。移動支援等地域生活支援事業については、国、県の補助金が統合補助金であり、全額が補助されない状況ではありますが、サービスの支給上限等は設定せず、ご本人様の地域生活に必要なサービス量の支給を行っています。障害者程度区分認定については、認定調査員の研修を市独自で行い、本人様からの聞き取り方法等を強化する等の充実を図って、適正な認定区分が決定できるよう努めております。</p> <p>その他項目については、障がい者総合福祉法(仮称)策定のための、障がい者制度改革推進会議等の動向に注視し、市で対応できるものがあれば検討していきます。</p>
32	愛西市	<p>廃止が決定されており、現在国では「障害者総合福祉法(仮称)」の制定に向けて厳しいスケジュールで臨んでいるところです。その中で、利用者負担額については応益負担から応能負担へと見直されることになっています。また既に自立支援給付と補装具については非課税世帯の者については利用料の免除の措置がなされています。申し入れる意義が無いと思われます。</p>
33	清須市	<p>現在のところ考えていません。</p>
34	北名古屋市	<p>本市では障害者医療(精神通院)助成について、収入による助成の可否判定は行っていません。</p>
35	弥富市	<p>国に準ずる。</p>
36	みよし市	<p>※文書回答なし</p>
37	あま市	<p>独自の軽減制度は考えていません。</p>
38	東郷町	<p>市町村独自で利用料や実費負担を軽減する措置を講じることは考えていません。</p>
39	長久手町	<p>現在のところ考えていません。</p>
40	豊山町	<p>障害者自立支援法に基づき実施します。</p>
41	大口町	<p>「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくること」とされている国の動向を見守りたいと考えております。なお、町独自での実施については、現在のところ考えておりません。</p>
42	扶桑町	<p>国の基準に従い実施する。</p>
43	大治町	<p>国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。</p>
44	蟹江町	<p>現行どおりとします。</p>
45	飛島村	<p>現在のところ国の制度に従って実施している。</p>
46	阿久比町	<p>国の基準どおり認定します。</p>
47	東浦町	<p>国と同様、障がい者は本人及び配偶者、障がい児は世帯員全員の収入とします。</p>

市町村名		「利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください」 の回答
48	南知多町	国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定していません。
49	美浜町	国への申し入れの考えは現時点ではありません。また、町独自の軽減は考えていません。
50	武豊町	法令に基づき実施してまいります。
51	一色町	実施予定なし。
52	吉良町	国の基準に基づき、実施します。
53	幡豆町	国の基準に従い実施しています。
54	幸田町	制度改善については、機会があれば働きかけていきます。町独自の対応については、近隣の状況などを考慮しつつ改善していきます。
55	設楽町	財政上の事情により町独自の対応は困難であると考えます。
56	東栄町	町単独の軽減措置は考えておりません。
57	豊根村	※文書回答なし